

感染症流行下での原子力災害発生時における対応方針

令和2年12月8日

第1 目的

新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下において原子力災害が発生した場合、道及び関係町村は、必要に応じて次の感染症対策を講じながら防護措置を実施する。

第2 感染症対策

1 バス等における避難時

(1) バス集合場所での対応

- ア 受付時にマスクの着用確認や手指消毒を実施するとともに、検温や住民等からの申告により、発熱、咳等の症状がある者や濃厚接触者など感染の疑いがある者（以下「感染疑い者」という。）の確認（以下「健康確認」という。）を行う。
- イ 人ととの距離を確保するとともに、感染疑い者とそれ以外の者とはスペースを分離する。
- ウ 密集等を避けるため、集合時間帯を分けるなど、必要に応じ住民の集合を分散化する。

(2) 車両内での対応

- ア マスクの着用及び手指消毒を実施するとともに、必要に応じて座席の間隔を空けて着席する。また、乗務員と住民との距離を可能な限り離すなど飛沫感染防止策を講ずる。
- イ 全面緊急事態以降に避難する場合は、放射性物質が放出される事態に備え、UPZ内を越えるまで原則換気はしない。（自家用車による避難の際も同様。）
- ウ 感染疑い者とそれ以外の者については、車両を分けて避難することとし、やむを得ず同一の車両で避難する場合は、十分な間隔を確保する、ビニールシート等で車内を区切る等の対策を講ずる。

また、感染疑い者については、必要に応じて保健所と連携し対応する。

2 屋内退避時

- (1) 放射性物質による被ばくを避けるため、屋内退避の指示が出ている間は原則換気はしない。
- (2) 放射線防護施設や指定避難所、医療機関や社会福祉施設等での屋内退避に当たっては、マスクの着用確認や手指消毒、健康確認、人ととの距離の確保や、感染疑い者とそれ以外の者とのスペースの分離等の措置を講ずるものとし、これらの実施が困難な場合は、道や関係町村の調整によりUPZ外の避難先へあらかじめ避難を行う。

3 避難退域時検査場所

住民検査及び簡易除染については、感染疑い者とそれ以外の者の分離や人ととの距離の確保などの対策を講ずるものとし、密集を避けるため十分に換気が可能な会場を優先して開設し、必要に応じて検査場所を増設する。

4 安定ヨウ素剤の緊急配布

自家用車による避難の場合には、住民が車両から降車せずに受け取ることを可能とするなど、密集を避けることができる配布方法とする。

5 一時滞在場所及び避難先ホテル等

- (1) 受付時に自家用車避難者の健康確認を実施する。また、換気の実施や感染疑い者とそれ以外の者の分離、人ととの距離の確保など、「北海道版避難所マニュアル」等を踏まえた感染症対策を講ずる。
- (2) 感染症の流行の状況に応じて、周辺市町村長に対し、感染疑い者専用の一時滞在場所の設置を要請する。

6 その他

- (1) マスク着用や手指消毒、自己の健康状態の把握や大声での会話を控える等の基本的な感染症対策の徹底や感染症対策用品の持参等について住民等へ周知するものとする。
- (2) 感染が確認された者については、保健所と連携し対応する。
- (3) 本方針に定めるもののほか、感染症対策に必要な事項は、国の関係通知等の内容を踏まえて適切に対応する。